

付録 付属書 I 国の NDC における森林吸収源に関する特記事項

付属書 I 国の NDC における森林吸収源に関する特記事項を整理した（表 A-1）。

表 A-1 付属書 I 国の NDC に記載された森林吸収源に関する特記事項

国名	備考
米国	NDC の計上処理に Netto-net 計上アプローチを適用する予定。
カナダ	カナダの NDC 目標の下では、2030 年の排出量は、LULUCF を含む国全体の純排出量とする。カナダの NDC への吸収源の計上方法は、管理された森林及び関連する HWP を除いて、全ての LULUCF 分野について、2005 年の純排出量と 2030 年の純排出量とを比較して、その差分を計上する（Netto-net 方式）。 森林の特性を考慮し、カナダは管理された森林及び関連する HWP に関しては、参照レベル（RL）アプローチを用いる。まず、近年の森林管理政策、施業及び伐採木材の利用状況が継続される場合の純排出量を予測して、RL を設定する。次に、2030 年の純排出量と事前に設定した 2030 年の RL 値との差分を計上する。その結果、RL で想定した過去の管理・木材利用の継続に対して、実際の管理・木材利用の変化が純排出量に与える影響が貢献として計上に反映される。なお、LULUCF 計上の詳細については、カナダの最新の隔年報告書を参照のこと。
EU 及び加盟国	LULUCF からの排出及び吸収の計上は、EU 規則 2018/841 に基づき、土地の利用区分に応じて特定のルールに従う。植林地及び森林減少地については、ベースラインをゼロとして計上する（Gross-net 方式）。管理された草地、管理された農地、及び管理された湿地は、2005～2009 年の平均純排出量をベースラインとして計上する（Netto-net 方式）。管理された森林は、2000～2009 年までの森林管理施業が継続されると仮定し、林齢構造を考慮した、遵守期間中に予測される森林参照レベルをベースラインとする。したがって、炭素蓄積量が存在しているだけでは計上されない。
スイス	森林については、京都議定書の下でスイスが使用した定義とパラメータがそのまま適用される。管理された森林については、排出量／吸収量が森林参照レベル（FRL）と比較することで計上される。FRL には、生体バイオマス、枯死木、及び HWP を含む。植林地及び森林減少地からの排出量及び吸収量は、総排出量及び総吸収量を計上する（Gross-net 方式）。
ノルウェー	EU 及びアイスランドとの気候協力の中で、土地部門からの排出と吸収は、EU 規則 2018/841 の第 6～8 条、及び付属書 IV における異なる土地分類のための特定の規則に基づいて計上される。 - 新規植林地及び森林減少地のベースラインはゼロ（Gross-net 方式） - 管理された農地、管理された草地、管理された湿地については、2005～2009 年の平均純排出量をベースラインとする（Netto-net 方式）。 - 持続可能な森林経営を前提として、2000～2009 年の間に実践された森林管理方式が継続すると仮定し、管理された森林における森林参照レベルのベースラインが設定される。
アイスランド	LULUCF はアイスランドの気候行動計画における優先事項としているが、具体的な数値の明記はなし。LULUCF からの排出と吸収の計上処理は、EU 規則 2018/841 に基づき、植林地及び森林減少地については、ベースラインをゼロとして計上する（Gross-net 方式）。管理された草地、管理された農地、管理された湿地は、2005～2009 年の平均純排出量をベースラインとして計上する（Netto-net 方式）。 管理された森林は、2000～2009 年までの森林管理施業が継続されると仮定し、林齢構造を考慮した、遵守期間中に予測される森林参照レベルをベースラインとする。
モナコ	LULUCF セクターの純排出量は、1990 年の 0.00 ktCO ₂ eq から 2018 年には -0.02 ktCO ₂ eq となり、吸収量が増加した。
ベラルーシ	持続可能な森林経営の分野において、その生態系と経済のバランスを保つことを可能にする主要なアプローチは、ベラルーシの森林法及び、2014 年 12 月 23 日にベラルーシ共和国の副首相によって承認された、2015～2030 年林業部門開発戦略計画（No.06/201 271）に規定されている。
日本	数値の明記なし。森林やその他の炭素吸収源分野の対策による純排出量は、京都議定書の下でのアプローチと同様の方法で計上する。